別表第1から別表第3までを次のように改め、別表第4から別表第6までを削る。

三　歯科点数表の第2章第13部区分番号Ｎ００１に掲げる顎口腔機能診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における療養であって歯科矯正の必要が認められる場合

第十二　療担基準第二十条第四号ロの処方箋の交付に係る厚生労働大臣が定める場合

一　悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤（注射薬を除く。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

二　疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方箋を交付する場合

三　抗ウイルス剤（Ｂ型肝炎又はＣ型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はＨＩＶ感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

四　インターフェロン製剤（Ｂ型肝炎又はＣ型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

五　血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体の支給を目的とする処方箋を交付する場合

六　自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤の支給を目的とする処方箋を交付する場合

七　診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤点数表」という。）の第４節区分番号30に掲げる特定保険医療材料の支給を目的とする処方箋を交付する場合

八　エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

九　ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

十　人工腎臓用透析液（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

十一　血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

十二　生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

第十三　保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「薬担規則」という。）第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める掲示事項

一　調剤点数表の第２節区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料に関する事項

二・三　（略）

第十三の二～第十五　（略）

三　歯科点数表第２章第13部区分番号Ｎ００１に掲げる顎口腔機能診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における療養であって歯科矯正の必要が認められる場合

第十二　療担基準第二十条第四号ロの処方せんの交付に係る厚生労働大臣が定める場合

一　悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤（注射薬を除く。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合

二　疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方せんを交付する場合

三　抗ウイルス剤（Ｂ型肝炎又はＣ型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はＨＩＶ感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合

四　インターフェロン製剤（Ｂ型肝炎又はＣ型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合

五　血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体の支給を目的とする処方せんを交付する場合

六　自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤の支給を目的とする処方せんを交付する場合

七　診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表第４節区分番号30に掲げる特定保険医療材料の支給を目的とする処方せんを交付する場合

八　エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合

九　ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合

十　人工腎臓用透析液（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合

十一　血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合

十二　生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合

第十三　保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「薬担規則」という。）第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める掲示事項

一　診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤報酬点数表」という。）の第２節区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料に関する事項

二・三　（略）

第十三の二～第十五　（略）